

## 1. 事業所等の労災保険とは……

特定の工事現場に付随しない業務を行う労働者の万一の労災事故の際に給付が受けられるものです。

特定の工事現場に付随しない業務の一例としては、①工場・作業場で木材を加工する、製品を作る ②資材置場の片付け ③保守・メンテナンス・修理 ④現場管理 ⑤事務・営業 などがあります。

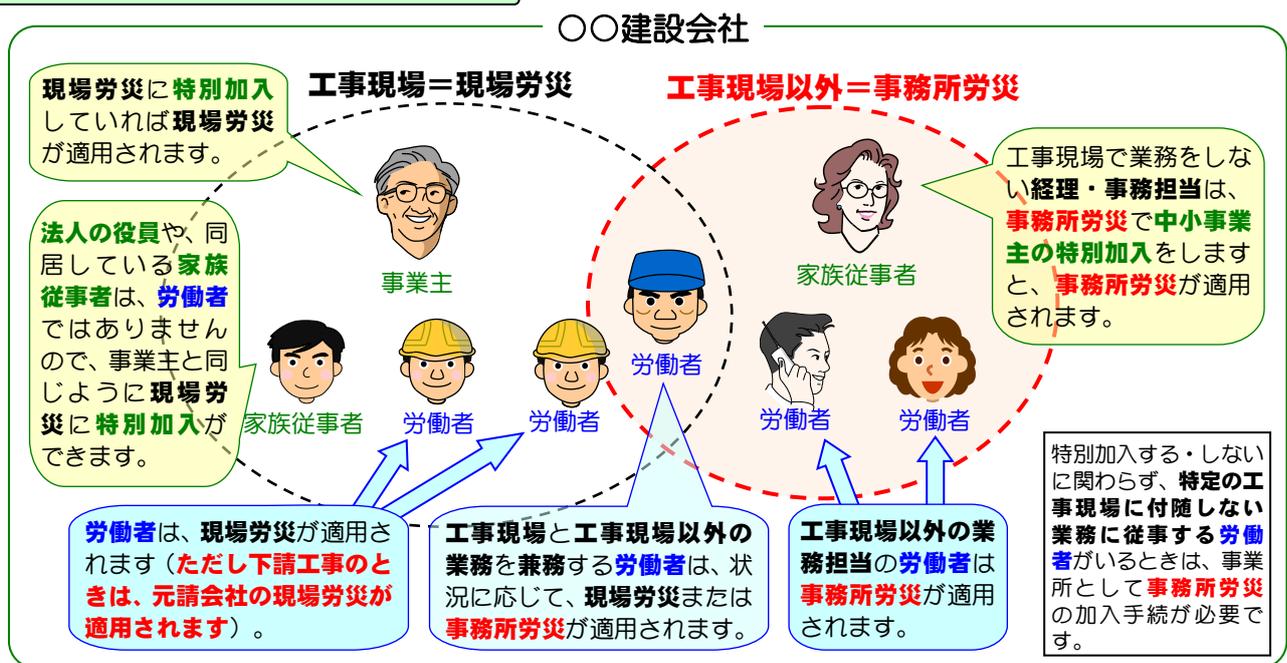
これらの工事作業以外の業務中のケガ等は、工事現場の労災保険では補償されませんので、**工事現場以外の業務**を行う労働者（工事現場の業務と兼務する場合も含まれます）を1人でも雇っている場合は、事業主は**事務所労災**の加入手続きを行い、保険料（全額事業主負担）を**国に納付**する必要があります。

万一、事業主が労災保険の加入手続きを怠っている間に労災事故が発生した場合、さかのぼって国から保険料を徴収される他に、労災保険給付金額の100%または40%を国から徴収される制度（費用徴収制度）があります。

## 2. 特別加入制度について……

現場労災と同じように、**事務所労災**には、労働者を常時使用する事業主、家族従事者、法人の役員等が加入できる**特別加入制度**があります。**中小事業主特別加入**は、労働保険の事務処理を**労働保険事務組合**に委託し、**特別加入申請書**を提出し、国から**承認**を受けることが必要です。

### 建設業における現場労災と事務所労災



### 事業主・家族従事者・役員等

- ①現場労災に**特別加入**していても、**特定の工事現場に付随しないの業務中のケガは現場労災では補償されません。**
- ②**工事現場と工事現場以外の業務**の両方で補償を希望される場合は、**特別加入も現場労災と事務所労災**の両方に加入してください（ただし、両方とも、事業主本来の業務、特別加入者のみで行う業務等は適用外です）。
- ③**特別加入**の保険料はそれぞれの労災保険ごとに必要です。

### 労働者（常用、日雇い、パート、アルバイト等）

- ①特定の工事現場に付随する業務中のケガ→**現場労災**  
特定の工事現場に付随しない業務中のケガ→**事務所労災**が適用されます。
- ②**現場労災**の保険料は元請工事の金額で計算し、**事務所労災**の保険料は**労働者の賃金**で計算します。
- ③**工事現場と工事現場以外の業務を兼務する労働者**は、毎月の業務日報・出勤簿等で**それぞれの就業時間を分けて記録し、工事現場以外の業務に係る賃金を把握**します（その賃金を合計して保険料を計算します）。

### 3. 事務所労災の主な給付は……

給付の種類等は、**現場労災**と同じです。「**工事現場の労災保険**」をご参照下さい。

### 4. 事務所労災で労災事故と認められるものは……

#### (1) 労働者の場合

事業主の支配下にあるときに、業務が原因となって発生した事故で、下記の2つの要件が必要です。

- ① **業務遂行性**（事業主の指揮命令下で仕事をしてたこと）
- ② **業務起因性**（業務と災害との間に相当因果関係が認められること）

#### (2) 特別加入者の場合

- ① **労働者の所定労働時間内に特別加入申請した業務**、及びこれに直接附帯する業務中の事故
- ② **労働者の時間外労働または休日労働に応じた就業中の事故**
- ③ ①または②に**前後して行われる業務**を特別加入者のみで行う業務中の事故

注) **事業主本来の業務**（株主総会・取締役会・事業主団体の会議への出席、得意先の接待等）、**特別加入者のみで行う休日労働等**における事故等については、**労災保険は適用されません**ので、ご注意ください。

- ◆労働者・特別加入者とも、住居から就業の場所への合理的な経路及び方法での通勤途上のケガについては**通勤災害**として給付されます。ただし、自動車事故の場合は自動車保険を優先します。
- ◆次の場合は労災事故とは認められません。①業務とは無関係なことが原因のとき ②故意に災害を発生させたとき ③個人的な恨みなどにより第三者から暴行を受けたとき ④地震・台風など天災によるケガなど
- ◆事務所等の労災保険で補償される事故の一例
  - ・資材置場の片付けをしていたとき、資材を足の上に乗って落ちてしまった。
  - ・労働者が事業主に書類整理を指示され、ダンボール箱を運んでいるときに転倒した。
  - ・作業場で金属板をプレス加工しているときに、誤って指をはさんでしまった。
  - ・樹木の剪定作業を請けて、その作業中に蜂に刺された。

### 5. 労災事故が発生したときは……

事故速報に、事故発生日時・場所、事故時の業務内容、災害の発生状況などを記入し、FAXしてください。  
**事務所労災には元請・下請の区別はなく、労働者を雇用する事業所の労災を使用します。**  
 その他の手続等は、**現場労災**と同じです。「**工事現場の労災保険**」をご参照下さい。

### 6. 特別加入の申請手続は……

**現場労災**と同じように、**特別加入**するには、**加入希望日より前に申請**することになっています。  
遡っての加入はできません。 「**工事現場の労災保険**」をご参照下さい。

### 7. 事務所労災の保険料は……

**工事現場以外の業務の主たる業務の種類**により、労災保険率が決まります。（下記は業種の一例です）

#### ① 労働者の保険料

= **労働者の年間の賃金総額** × 労災保険率

賃金総額 (万円)	年間保険料(円)		
	木製品製造 13/1000	機械器具製造 5/1000	営業・事務等 3/1000
200	26,000	10,000	6,000
300	39,000	15,000	9,000
500	65,000	25,000	15,000
1,000	130,000	50,000	30,000
3,000	390,000	150,000	90,000
5,000	650,000	250,000	150,000
10,000	1,300,000	500,000	300,000

- ・賃金総額とは、労働保険料の対象となる賃金について、**事務所労災の対象となる労働者の年間賃金の合計**のことをいい、賞与等を含みます（3ページ8.ご参照）。
- ・労災保険率は、**業種**によって決まります。上記以外の業種の方はお問い合わせください。

◆給付基礎日額は、収入等を考慮して選択して下さい。  
 ◆給付基礎日額は、ご加入の翌々年度以降の年度更新【準備】の際に、その時点での収入に見合う額に変更することができます。※所得証明書が必要な場合があります。その際はご協力ください。

#### ② 特別加入者の保険料

= **給付基礎日額** × 365日 × 労災保険率

給付基礎日額	年間保険料(一人当たり/円)		
	木製品製造 13/1000	機械器具製造 5/1000	営業・事務等 3/1000
3,500	16,601	6,385	3,831
4,000	18,980	7,300	4,380
5,000	23,725	9,125	5,475
6,000	28,470	10,950	6,570
7,000	33,215	12,775	7,665
8,000	37,960	14,600	8,760
9,000	42,705	16,425	9,855
10,000	47,450	18,250	10,950
12,000	56,940	21,900	13,140
14,000	66,430	25,550	15,330
16,000	75,920	29,200	17,520
18,000	85,410	32,850	19,710
20,000	94,900	36,500	21,900
22,000	104,390	40,150	24,090
24,000	113,880	43,800	26,280
25,000	118,625	45,625	27,375

+

## 8. 労働者の賃金総額とは……

賃金総額は、**事務所労災**の保険料を計算するために重要なものです。

**事務所労災**では**専任者**と**兼務者**がありますので、下記のことにご注意の上、賃金総額を算出してください。

< **工事現場以外の業務**が「営業、事務、作業場の片づけ、道具の手入れ」の場合の**例**です。 >

### ① 営業・事務等の建設現場以外の業務**専任**の労働者の場合



私は、**営業**担当です。

総支給額 **30万円**



私は、**事務**担当です。

総支給額 **20万円**

毎月の賃金（非課税の通勤手当も含んだ**総支給額**）の**全額**と、**賞与の全額**を集計します。

### ② 工事現場と、工事現場以外の業務（事務等）との**兼務**の労働者の場合

毎月の**業務日報**・**出勤簿**などで、**それぞれの就業時間を分けて記録し**、**工事現場以外の業務**に係る賃金を把握しておきます。



私は、工事現場の仕事と**事務**の両方をしていきます。

労働者



私は、工事現場の仕事がほとんどですが、現場作業がない日は**作業場の片づけ**をしたり、**道具の手入れ**をしたりします。

労働者

業務日報（9月分）				
	午前	午後	建設工事	事務等
9/1	A 邸新築工事	A 邸新築工事	8h	
9/2	A 邸新築工事	B 邸改装工事	8h	
9/3	C 様見積もり	A 邸新築工事	6h	2h
9/4	D 様打合せ	A 邸新築工事	4h	4h
9/5	社内打合せ	社内打合せ		8h
	(省略)			
9月	就労時間合計 160 時間（うち事務等 80 時間）			
総支給額 40 万円				

・毎月の工事現場以外の業務（事務等）の賃金は、業務日報に記録した時間から計算します。この例では、「総支給額 40 万円 × 80 / 160 = **20 万円**」です。

業務日報（9月分）				
	午前	午後	建設工事	事務等
9/1	A 邸新築工事	A 邸新築工事	8h	
9/2	A 邸新築工事	道具手入れ	6h	2h
9/3	A 邸新築工事	A 邸新築工事	8h	
9/4	A 邸新築工事	A 邸新築工事	8h	
9/5	作業場片付け	作業場片付け		8h
	(省略)			
9月	就労時間合計 160 時間（うち事務等 16 時間）			
総支給額 35 万円				

・毎月の工事現場以外の業務（事務等）の賃金は、業務日報に記録した時間から計算します。この例では、「総支給額 35 万円 × 16 / 160 = **35,000 円**」です。

- ・4月頃、年度更新手続として、この書類をお送りします。
- ・4月～3月の間に支払った**事務等の建設工事以外の業務分の賃金・賞与**を記入してください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告		
	労働者	賃金額
4月	○	○○○○○○
(省略)		
9月	4	735,000
(省略)		
3月	○	○○○○○○
賞与等 7月	○	○○○○○○
賞与等 12月	○	○○○○○○
合計	○○	○○○○○○

9月のところに、労働者4名、賃金額は、**30万円 + 20万円 + 20万円 + 35,000円**の合計を記入します。

毎月の賃金額の合計が**賃金総額**です。これを基に**事務所労災**の保険料を計算します。

◆業務日報、作業日報、出勤簿など、形式は問いません。従事した業務内容や時間がわかるように記録してください。

## 9. 労働保険料の対象となる賃金とは……

事業主が労働者に支払う賃金等には、労働保険料の対象となるものとならないものがあります。

**労働の対償として支払われたもの**は、原則、**労働保険料の対象**になります。これは、「雇用保険料の対象となる賃金」と同じですので、「**建設業の雇用保険**」3ページ**第1表**をご参照ください。

## 10. 加入金・会費・事務委託手数料は……

- ① **加入金 5,000円** ② **年会費 19,000円** ③ **事務委託手数料** (特別加入者や常用労働者数による)  
 ◆工事現場の労災保険、雇用保険加入事業所は、年会費を二重にはいただきません。  
 詳しくは、**会費等一覧表**をご参照ください。

## 11. 労働者の賃金台帳・出勤簿等を作成しておいてください

**重要**

- ◆万一の労災事故の手続には、その**労働者の出勤簿、賃金台帳**のコピーが必要になります。  
 ◆**出勤簿、賃金台帳、労働者名簿は、法定3帳簿**といい、事業主は作成することが**法律で義務付け**られています。日頃から作成しておいてください。

## 12. 次のときはお早めにご連絡ください

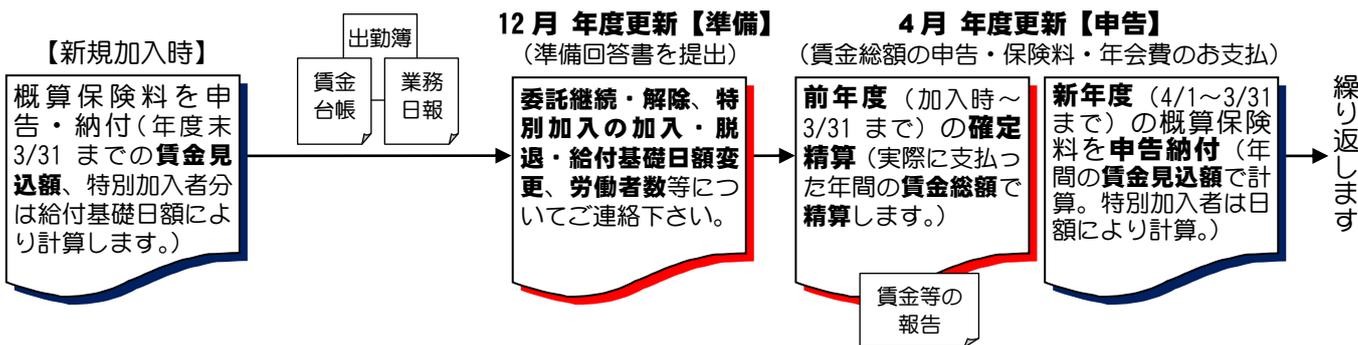
**重要**

- ①会社名・代表者名・事業所所在地の変更、個人事業所を法人にするなど、事業所に変更があるとき  
 個人事業所の代表者の変更や、法人化の際に代表者が変わるときなどは、労働保険の廃止と再加入が必要になる場合がありますので、お早めにご連絡ください。
- ②特別加入者の追加、脱退をしたいとき  
**加入・脱退の希望日より前に申請手続が必要**です。遡っての加入・脱退はできません。
- ③特別加入者の**特別加入申請書**記載の内容を変更したいとき  
 業務の具体的内容、所定労働時間など、加入時に申請書に記載した内容を変更するときは、労働基準監督署への**変更申請が必要**です。特定業務(粉じん・有機溶剤・振動・鉛)に該当することになった場合は、**健康診断受診**が必要になることがあります。  
 ※健康診断の受診費用は国が負担しますが、交通費等の付随する費用は本人負担となります。
- ④労働者を雇用しなくなり、今後も雇用の見込みがないとき  
 「労働者を年間100日以上使用しない」こととなった場合は、**中小事業主の特別加入**は継続できません。  
 事務所労災の中小事業主特別加入を脱退する手続が必要になります。
- ⑤建設業を廃止したとき  
 保険料の確定精算をし、還付金があるときはお返しいたします。  
 会費・加入金・事務委託手数料等はお返しできません。

## 13. 年度更新の手続をしてください

**重要**

毎年、**12月に年度更新【準備】、4月に年度更新【申告】**として、**年度更新関係書類**をお送りいたします。  
 お送りする書類は必ずご確認の上、**期限内に手続**をしてください。ご不明な点等はお早目にご相談ください。



◆労働保険料は、加入月、金額により、**3回に分割納付**できる場合があります。

働く人の **安心** と **安全** をバックアップ

ご不明な点など  
 ございましたら  
 お気軽にご相談  
 ください。

労働保険事務組合 一般社団法人

愛知県建設産業協会



〒466-0044 名古屋市昭和区桜山町 3-51-2

TEL 052-852-6326 FAX 052-841-4591

自動音声ガイダンス@番

あいけん

URL <https://www.aiken.ne.jp>

E-mail: [sankyo@aiken.ne.jp](mailto:sankyo@aiken.ne.jp)

地下鉄桜通線「桜山」駅③番出口より北へ徒歩5分 駐車場有り  
 労災保険/雇用保険/建設業退職金共済/全建産国保/各種研修会 等

◆営業時間 … 9:00~17:00 ◆休 日 … 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆

